

特措法に基づく緊急事態措置に係る箱根町実施方針

令和3年8月2日制定

令和3年8月17日改定

箱根町新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法（以下、「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言を受けて発出された緊急事態措置に係る神奈川県実施方針を踏まえ、次による措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月2日から9月12日まで

2 措置の対象とする区域

箱根町全域

3 実施する措置の内容

(1) 町民の外出の自粛

生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を呼びかける。特に20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く呼びかける。

また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避け、一人ひとりが責任をもって行動するよう呼びかける。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のため必要なもの

(2) 営業時間短縮要請

法第24条第9項に基づき飲食店（カラオケ・バーを含む。）に対して要請する営業時間の短縮について町内事業者への周知を徹底する。

(3) 施設の使用制限

町立施設の運営及び利用等について、8月2日から9月12日までの間、開館時間は原則20時を上限とする。各施設の状況は別紙のとおり

ただし、町民の生活に影響する施設については実情に応じて対応する。

なお、感染防止対策については引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い会議室や休憩室での会食は禁止する。

(4) 町主催のイベント、会議、研修等の対応

不要・不急の会議・研修については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染防止対策を施したうえで開催する。

【感染防止対策】

- ・発熱・せき等、風邪の諸症状が見られる方の参加見合わせ
- ・参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底及び入場時のアルコール消毒液の設置
- ・密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- ・感染発生の場合の参加者への確実な連絡

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 町民への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、町長から理解と協力を求める。
- ホームページ、回覧、メルマガ、TVK データ放送などあらゆる媒体を活用し、町が行う緊急事態措置の周知に努める。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける町民、事業者に対して、国県による国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、きめ細かな支援に努める。

(3) 町の実施体制

- 全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

(4) 町職員の勤務体制

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- 職員の勤務については、業務に支障のない範囲内で在宅勤務（テレワーク等）、時差勤務等を実施する。